

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 時間外対応加算 1
- 有床診療所入院基本料
- 短期滞在手術等基本料 1
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料（15）
- 酸素の購入単価
- 入院医療に係る特別の療養環境の提供

（入療養提供）第 115 号 徴収開始年月日：平成 20 年 4 月 1 日

区分	病床数	徴収金額
01:個室	5	5,500
01:個室	1	7,700
02:2人室	2	4,400
05:5人室以上	11	0
全許可病床数	19床	費用徴収病床数 8床 割合 42.1%

（2024年11月1日時点）